

橋本市中期財政計画

(令和4年度～令和8年度)

令和3年12月

橋本市

目 次

1. はじめに	1
2. 中期財政計画の概要	2
(1) 計画策定の背景と目的	2
(2) 計画の期間及び対象会計	2
3. 財政の現状	3
(1) 主な歳入の状況	3
(2) 主な歳出の状況	4
(3) 基金残高の状況	5
(4) 市債残高の状況	6
(5) 主要な財政指標の状況	7
(6) 経常一般財源の推移と経常収支比率の状況	8
4. 今後の財政収支	9
(1) 推計方法	9
(2) 今後の財政収支	11
5. 持続可能な財政構造を目指して	20
(1) 持続可能な財政運営の実現に向けた取組	20
(2) まとめ	21
6. 中期財政計画の情報公開	21
7. 財政用語の説明	22
(1) 予算決算関係	22
(2) 歳出性質別	23
(3) 財政指標	24

1. はじめに

本市では2018年3月に、第2次橋本市長期総合計画を策定し、まちの将来像である『人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本』の実現に向け、「ともに創る」・「ともに守る」・「ともに育てる」の3つの柱を基本目標として、様々な施策項目について個別計画による目標値を定め、目標達成に向け取り組んでいるところです。

この計画の基本計画において、行政推進の基本姿勢として持続可能な行政運営について、健全な財政運営の推進などの方針を示したうえで、人口構造の変化や厳しい財政状況、社会保障費の増加等、時代潮流の変化に迅速かつ的確に対応し、戦略的に行政サービスの維持・向上を図ることとしています。

また、先に策定した橋本市第2次行政改革大綱では、『持続可能な行財政運営の実現』を基本目標とし、多様な地域課題に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するため、施策の選択と集中により、必要性が高く投資効果が見込まれる施策への重点的な投資など、市がもつ限られた人的・物的資源を効率的・効果的に活用することで、持続可能な行財政運営の実現を目指すこととしています。

公共施設の老朽化への対応や伸び続ける社会保障費の財源確保、新型コロナウイルス感染症による税収への影響など様々な不安定要素があり、今後も財政状況が厳しくなることが予想される中で、基本目標実現のため、より質の高い行政サービスの提供や効率的な経営の視点に立った行政体制の確立に向け、将来を見据えた健全財政の構築は必須であり、その指針となる中期的な財政計画を策定することで健全な財政運営の確保に努める必要があります。

2. 中期財政計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本市では平成22年6月に今後10年における中期財政計画を策定し、財政基盤の構築と財政構造の一層の効率化に向けて取り組んできました。

また、平成25年6月には、中期財政計画の改訂版を策定し硬直化する財政構造からの脱却に取り組んできましたが、社会保障にかかる扶助費の増加や介護保険事業などへの繰出金が想定以上に増加したことや、健康増進にかかる委託料や電気料などの物件費の増加に加え、土地開発公社の解散に伴う債務の精算に充てた第三セクター等改革推進債の償還などによる公債費の増加などの影響により、平成31年度までに財政調整基金が枯渇し、約28億円の財源不足に陥る見通しとなったことから、平成27年度に新たに財政健全化計画を策定し、歳入の確保と歳出の削減にかかる具体的な取組目標額を定め、財政の健全化に取り組んできました。その結果、平成28年度から最終年度となる令和2年度の決算までに、約48億円の効果をあげることができ、財政調整基金についても令和2年度の末時点で約17億円を確保することができました。

今後も高齢化の進展や医療の高度化に伴い社会保障関係経費の更なる増加が予測されるなかで、デジタル庁の設立など社会情勢の変化に対応した新たな市民サービスの提供、激甚化する大規模自然災害等に対する備えや新型コロナウイルス感染症対策など、行政課題は山積しており計画的な財政運営は今後も必須となってきます。

そのためには、橋本市の財政の現状をできるだけ正確に把握・分析し、健全な財政運営を継続していくために必要となる歳出の削減や基金、市債の計画的な活用などに関する方針等を定め、不断の取組を実行しなければなりません。

よって、中期財政計画を策定し、市民等に財政に関する情報を幅広く提供し、橋本市の行財政運営への理解を深めるとともに、将来の財政収支を明らかにし、橋本市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての財政運営や予算編成の目標・指針とします。

(2) 計画の期間及び対象会計

財政計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヵ年とします。

※なお、社会経済情勢の変化、国政の動向、地方財政制度の改定、急激な行政需要の増加等により、必要に応じて計画を見直します。

対象会計については、普通会計（一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・墓園事業特別会計・土地区画整理事業特別会計）とします。

3. 財政の現状

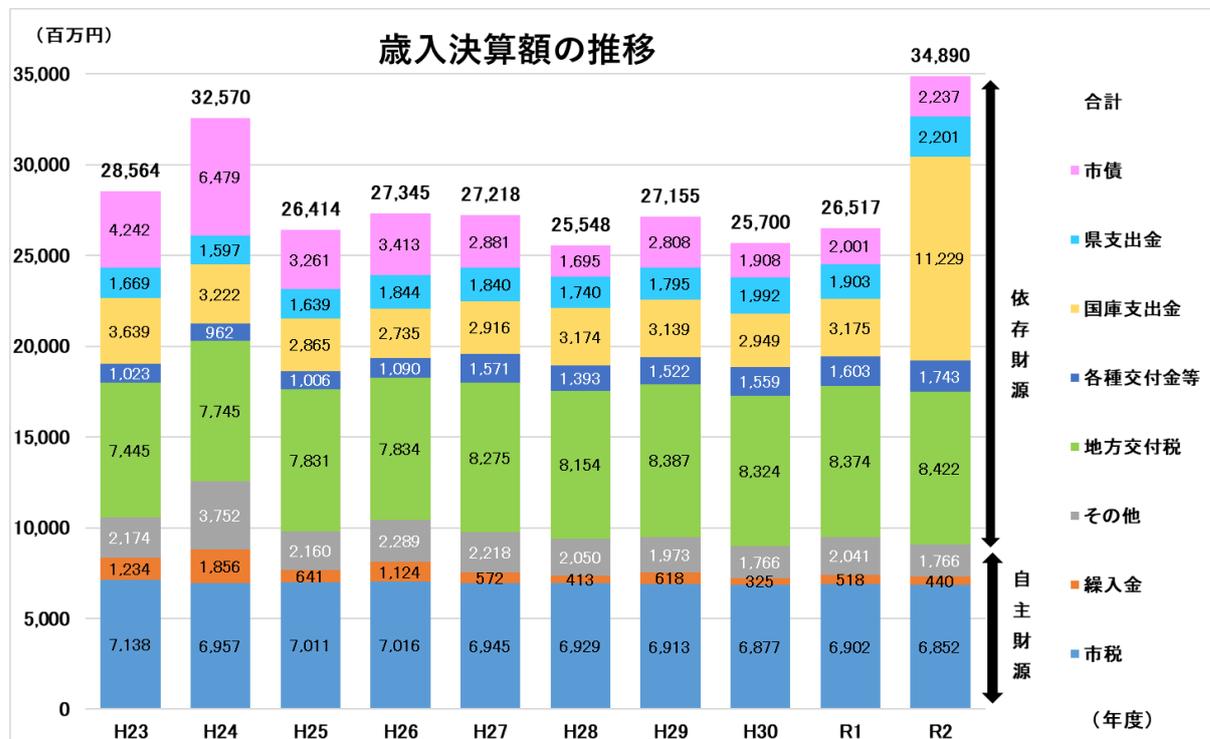
平成23年度から令和2年度までの10年間の普通会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金・市債残高の推移、財政指標の推移は、次のとおりとなっています。

(1) 主な歳入の状況

市の歳入の自主財源としての根幹をなす市税収入は、企業誘致施策を実施することで固定資産税は増加傾向にあります。市税総額では減少となっています。地方交付税は、普通交付税において幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源措置がされるなど、社会保障費の増加に伴い年々増加しています。

国庫支出金は、令和2年度において新型コロナウイルス感染症にかかる地方創生臨時交付金や特別定額給付金事業費・事務費補助金の増加により約80.5億円の増加となりました。

市債は、平成24年度で借り入れた約64.8億円をピークに、平成25年度からは約30億円程度の借入でしたが、財政健全化計画を実施した平成28年度からは、約20億円程度まで抑制することで今後の財政負担の軽減に努めています。

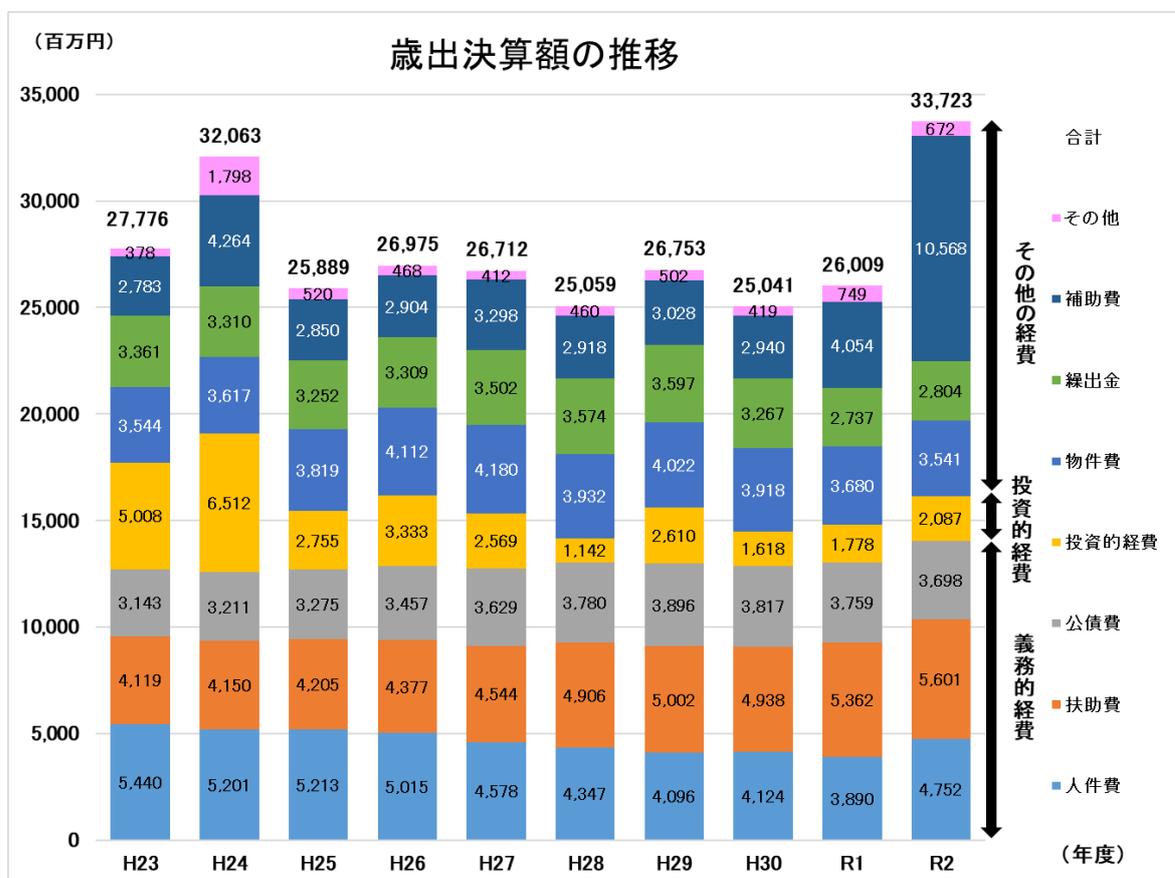


(2) 主な歳出の状況

人件費は、定員適正化計画等に基づく職員数の管理により、平成23年度の約54.4億円から令和元年度では約38.9億円まで減少しています。令和2年度は会計年度任用職員関係経費の計上や退職者数の増加により約8.6億円の増加となりました。

扶助費は、障害者自立支援給付費や介護給付費などが増加したほか、子育てに係る扶助費の増加などの要因により、平成23年度に比べ約14.8億円の増加となりました。

投資的経費は、平成24年度ではピークとなる約65.1億円でしたが、新規事業を極力制限し、長寿命化のための施設整備を中心とした事業施行とすることで、投資的経費の抑制に努めてきました。補助費等は、令和元年度では下水道事業会計が特別会計から企業会計に変更されたことから、費目が繰出金から補助費に変更されたことにより増加しています。また、令和2年度においては、特別定額給付金給付事業の実施など、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る各種補助金事業の実施などにより約65.1億円の増加となりました。その結果、令和2年度の歳出総額は、約337.2億円となり、過去最大の決算規模となりました。

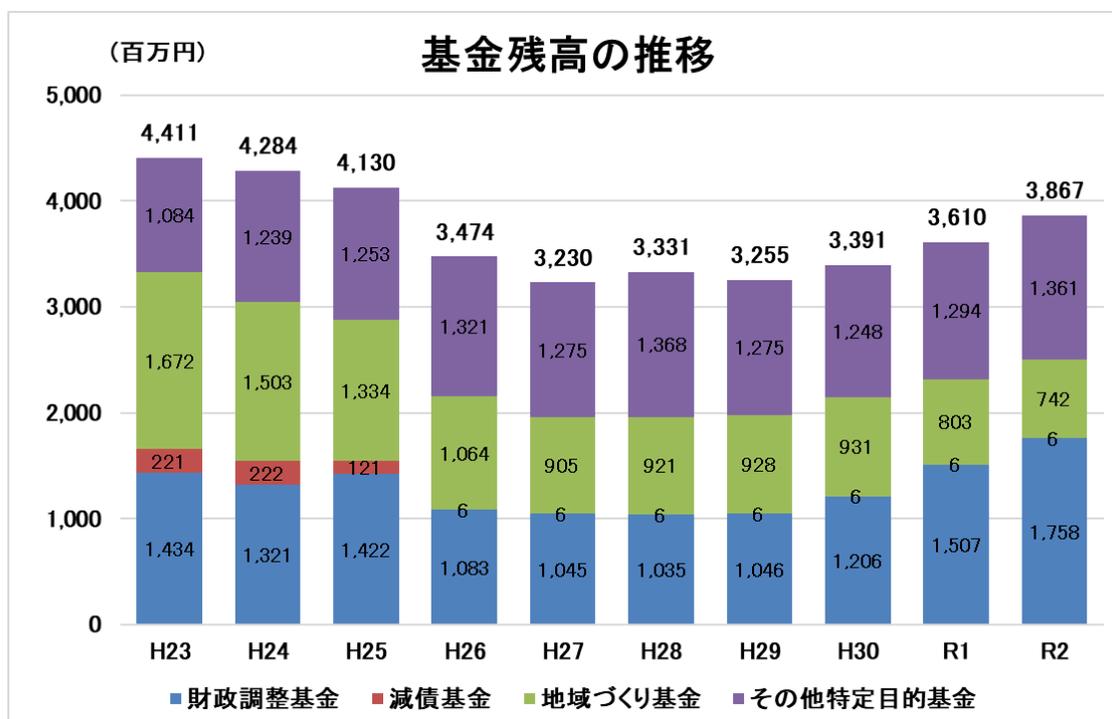


(3) 基金残高の状況

各種基金については、将来の財源不足への対応のため、また、公共施設や教育施設等の長寿命化、地域振興や地域福祉の向上等を目的とする積立てや、年度間の財源の調整に活用するための取り崩しを行っています。

基金残高は、平成23年度では約44.1億円ありましたが、以降財源不足を補うために毎年度基金を取り崩す状況が続き、平成27年度までに約11.8億円の基金を取り崩しています。

その後、このままでは基金が枯渇する恐れがあったため、財政健全化計画を策定し財政状況の改善に努めた結果、令和2年度末には約38.7億円まで回復しました。



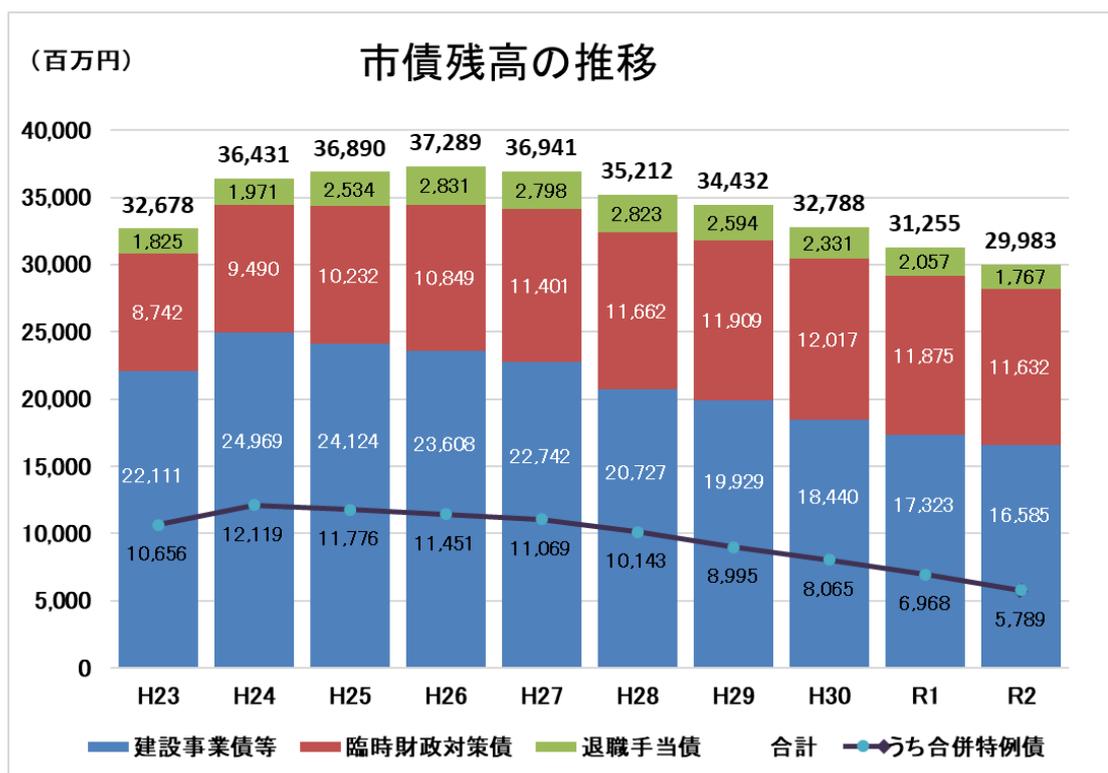
※その他特定目的基金のうち工業団地造成事業特別会計上分 令和2年度5.4億円を含む

(4) 市債残高の状況

市債残高については、市町村合併後の大型建設事業を実施するため発行した市債の影響により、平成26年度の約372.9億円をピークとして以降徐々に償還が進み、残高は減少の方向となり、令和2年度末には約299.8億円となっています。

市債には、公共施設など長期にわたって市民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行する建設事業債等と、地方交付税の振替措置として、償還額の全額が交付税措置される臨時財政対策債があります。

今後も、学校施設長寿命化計画に基づく改修工事や幼稚園と保育園を統合したこども園の新築などの大規模事業について市債発行を予定していることから、将来の公債費負担の軽減のため、地方交付税措置が行われるものを積極的に活用するとともに、今後の事業計画となる公共施設等整備計画により市債の借入額の制限などを行い、適切な市債管理を行う必要があります。



(5) 主要な財政指標の状況

普通交付税の交付基準となる財政力指数は、平成23年度以降は減少傾向にあり、令和2年度は前年に比べ少し増加の0.467となりました。財政力指数は、自主財源の割合を意味しており、税収等の増加に伴う基準財政収入額の伸びに対し、行政事務の遂行に必要な経費を表す基準財政需要額の伸びが上回っているため、悪化傾向となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和2年度は100.7%となり、令和元年度と比較して0.3ポイント減少し良化となりました。しかしながら、平成28年度に100%を超えて以降、未だ100%を下回ってはいません。これは、人件費や公債費、扶助費などの経常的な支出に対して、市税や普通交付税などの経常的な収入では賄えていないことを意味しています。

市債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、一般会計のほか地方公営企業や一部事務組合の地方債残高のうち、本市が負担すべき額の標準財政規模に対する割合で、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。一般会計の市債（地方債）の残高は徐々に減少傾向となっていますが、平成29年度において、下水道事業会計への繰り出し基準の見直しがあり、0.9ポイントの増加となりました。令和元年以降は減少傾向となっています。

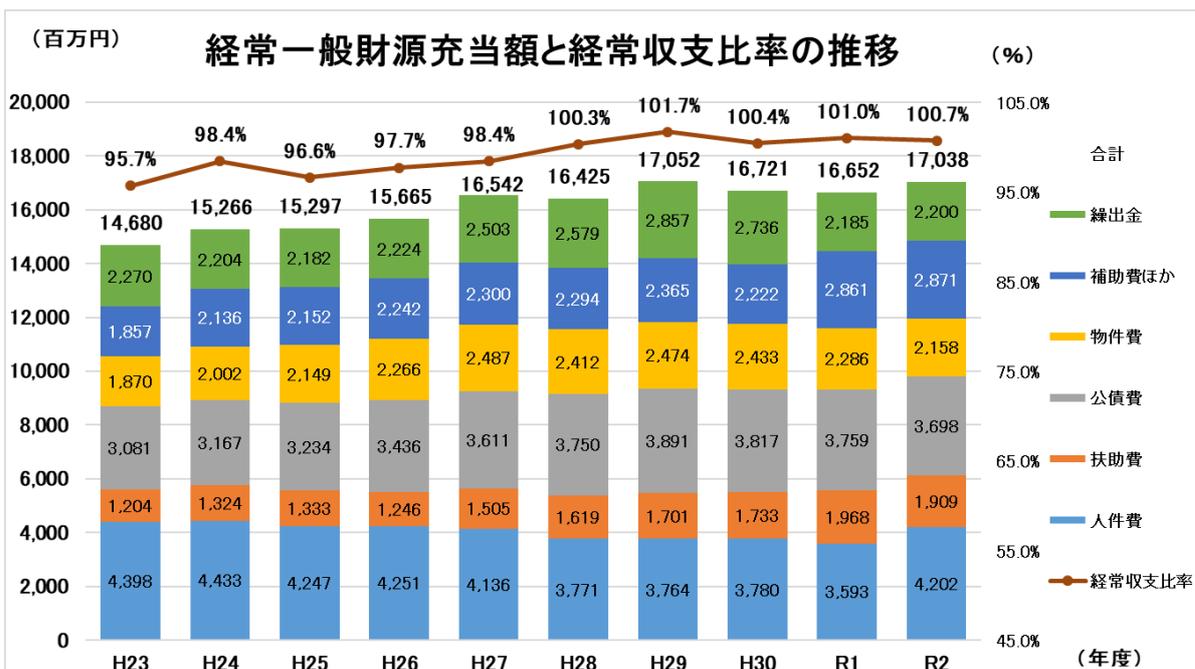
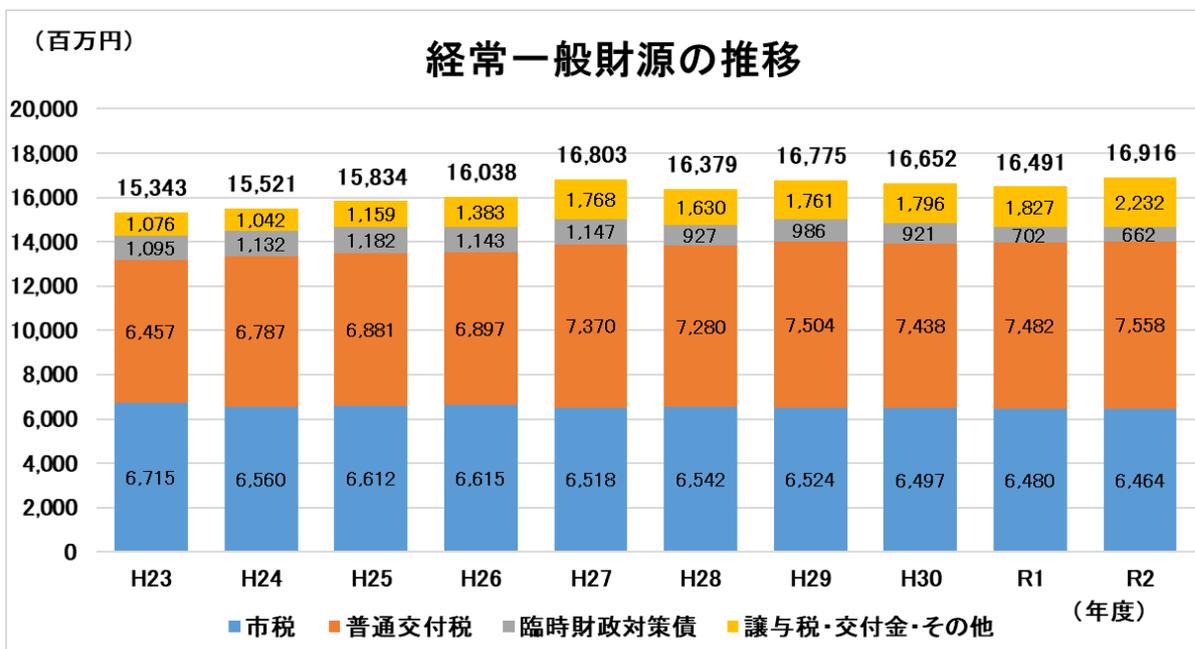
将来負担すべき実質的な負債等の程度を表す将来負担比率は、平成23年度以降では学校給食センターの新設による市債の借り入れのため、平成29年度において一時的に増加しましたが、以降減少し続けており令和2年度では86.4となりました。今後も財政運営の安定性を長期にわたって維持するには、インフラ更新需要等の将来にわたる負担への的確な対応が求められるため、公営企業会計等を含めた連結ベースでの計画策定に取り組む必要があります。

財政指標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政力指数	0.499	0.488	0.486	0.485	0.471	0.475	0.461	0.464	0.461	0.467
経常収支比率	95.7	98.4	96.6	97.7	98.4	100.3	101.7	100.4	101.0	100.7
実質公債費比率	12.5	12.1	11.8	11.5	11.7	12.2	13.1	13.3	13.6	13.2
将来負担比率	161.4	156.6	145.1	144.9	127.8	115.4	120.6	109.5	101.1	86.4

(6) 経常一般財源の推移と経常収支比率の状況

経常一般財源は、新型コロナウイルス感染症による事業収益悪化の影響などで市税が減少となったものの、地方消費税交付金など譲与税・交付金が増加したため、令和2年度は令和元年度と比較して約4.2億円増加し、総額は約169.1億円となっています。

また、経常収支比率は、市町合併後の新市まちづくり計画に基づく普通建設事業の増加に伴い公債費が増加し、平成26年度から上昇傾向となり、平成28年度から100%を超えています。令和2年度は令和元年度と比較して0.3ポイント減少し100.7%となりました。



4. 今後の財政収支

(1) 推計方法

財政収支の推計方法については、令和2年度決算額および令和3年度決算見込額をベースとし、令和3年10月末時点において今後計画している公共施設整備の経費や伸び続ける社会保障のための経費、また第2次定員管理計画による人件費などを考慮した財政見通しとして推計しています。

また、今後の制度改正や事業の見直し等に伴い変動が生じることが見込まれますが、詳細が不明な点が多いことから、現行の税制度や地方財政対策等を前提として推計しています。

歳入

市税	現時点で明確になっている税制改正等の影響を勘案し、推計しています。企業誘致による固定資産税の増収分については、現行誘致確定企業分により見込算出しています。軽自動車税については、自動車税環境性能割の軽減措置廃止による増加を見込んでいます。
譲与税・交付金	地方消費税交付金については、国勢調査による人口減少分を見込んでいます。地方特例交付金については、自動車税環境性能割交付金の臨時的軽減分の減額を見込んでいます。地方財政計画の内容等を勘案し、不明確な部分については現状の数値により推計しています。
地方交付税	普通交付税は、合併特例債や臨時財政対策債などの公債費における償還額が基準財政需要額に算入されているものとして試算するとともに、市税などの減収見込み分の75%の措置を見込んで推計しています。また、社会保障費の増加に対する国庫補助事業の一般財源の増加分についても見込んで推計しています。現時点で判明している錯誤額についても見込んでいます。
国庫支出金 県支出金	社会保障費の増加による扶助費の増加や、現時点で計画されている普通建設事業など事業額の変動にあわせて見込んでいます。その他、一部制度改正が明らかとなっているものは、これを反映させて推計していますが、その他については、現行制度が継続するものとして推計しています。
市債（地方債）	普通建設事業に係る市債（地方債）を見込んでいます。償還期間や利率については、直近の借入条件により推計しています。臨時財政対策債については、総務省からの概算要求額をもとに直近の額により算定し、以降継続するものとして推計しています。
繰越金	決算見込みによる繰越金を翌年度に計上しています。
繰入金	一時的または将来的な負担を考慮し、財政調整基金、地域づくり基金および企業誘致基金などの特定目的基金の活用を含めて推計しています。
その他の収入	令和2年度決算額や令和3年度決算見込額を基本に推計しています。

歳出

人件費	<p>第2次定員管理計画に基づく、今後の職員の退職・採用を勘案し、推計しています。</p> <p>令和3年10月末時点での定年延長制度を考慮して推計しています。</p> <p>退職手当については、上記制度の人数に基づき過去の平均支給額により算定するとともに、年度間により支給年度及び不支給年度が発生するため、支給前年度の退職手当基金に積み立てることで平準化を図ります。</p>
扶助費	<p>令和2年度決算額を基準として見込んでいます。高齢化などによる社会保障関連経費は今後も増加するものとして定率を用い推計しています。</p>
公債費	<p>令和2年度までに発行した市債の償還計画に加え、普通建設事業費の財源として借り入れる市債や臨時財政対策債の新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。</p>
物件費	<p>令和2年度決算額および令和3年度決算見込み額を基準として、各年度に想定される事業を見込むとともに、当該年度において一時的に必要となった、新型コロナウイルス感染症対応関連事業実施に伴う影響額を見込んで推計しています。</p>
補助費等	<p>令和2年度決算額および令和3年度決算見込み額を基準として、各年度に想定される事業を見込んで推計しています。</p> <p>また、地方公営企業（水道事業・下水道事業・病院事業）に対する繰り出しについては、令和3年度にかかる地方公営企業に対する繰り出し基準のとおりとし、各会計の実施計画に基づき推計しています。</p>
繰出金	<p>高齢化の進展に伴う医療費や介護給付費の増加を見込み、推計しています。</p>
普通建設事業費	<p>令和6年度までの実施計画および公共施設等整備計画により推計しています。</p>
その他の支出	<p>令和2年度決算額や令和3年度決算見込み額を基本に推計しています。</p>

(2) 今後の財政収支

歳入の推移

(単位: 百万円)

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自主財源	市税	6,856	6,551	6,645	6,598	6,629	6,644
	繰入金	529	1,017	880	1,042	874	963
	使用料・諸収入ほか	1,999	1,717	1,661	1,695	1,703	1,657
依存財源	地方交付税	8,478	8,523	8,388	8,307	8,312	8,303
	国県支出金ほか	8,184	7,416	7,169	7,234	7,409	7,262
	市債	2,189	2,154	1,943	2,646	1,758	1,537
合計		28,235	27,378	26,686	27,522	26,685	26,366



市税全般について、新型コロナウイルス感染症の市民税等による影響は限定的と推計しています。市民税については、令和6年度では復興特別税の廃止を見込んでいますが、その他大きな変動を見込んでいません。固定資産税について、企業誘致による影響は既誘致企業について推計しています。土地については地価下落を見込んでおり、家屋については若干増加を見込んでいます。また、償却資産については、令和4年度に大きく減少する見込みですが、これは誘致企業の償却資産の一部が令和4年度から軽減適用となることを見込まれるためです。その他、軽自動車税では増収を見込むなど、市税全体で令和5年度以降については約66億円程度を堅調に推移する見込みです。

繰入金については、ふるさと応援基金の繰入や地域づくり基金、森林環境譲与税基金の活用のほか、財源調整のための財政調整基金の繰入、令和6年度および令和8年度には、退職手当の平準化を目的に前年度積み立てた退職基金からの繰入を見込むほか、介護保険特別会計など他会計からの精算に伴う繰入金を見込んでいます。

地方交付税は、合併算定替特例が終了し一本算定となった令和3年度の実績額をベースに試算し、普通交付税については、公債費および市税の減額分や扶助費の増加分などを見込むこととし、特別交付税については、令和2年度より推計した令和3年度の見込額により一定推移としています。

使用料および手数料については、昨年改定した使用料条例に基づき、市外料金利用の徴収を見込むほか、減免制度の見直しによる激変緩和措置に伴う増収分も見込んでいます。

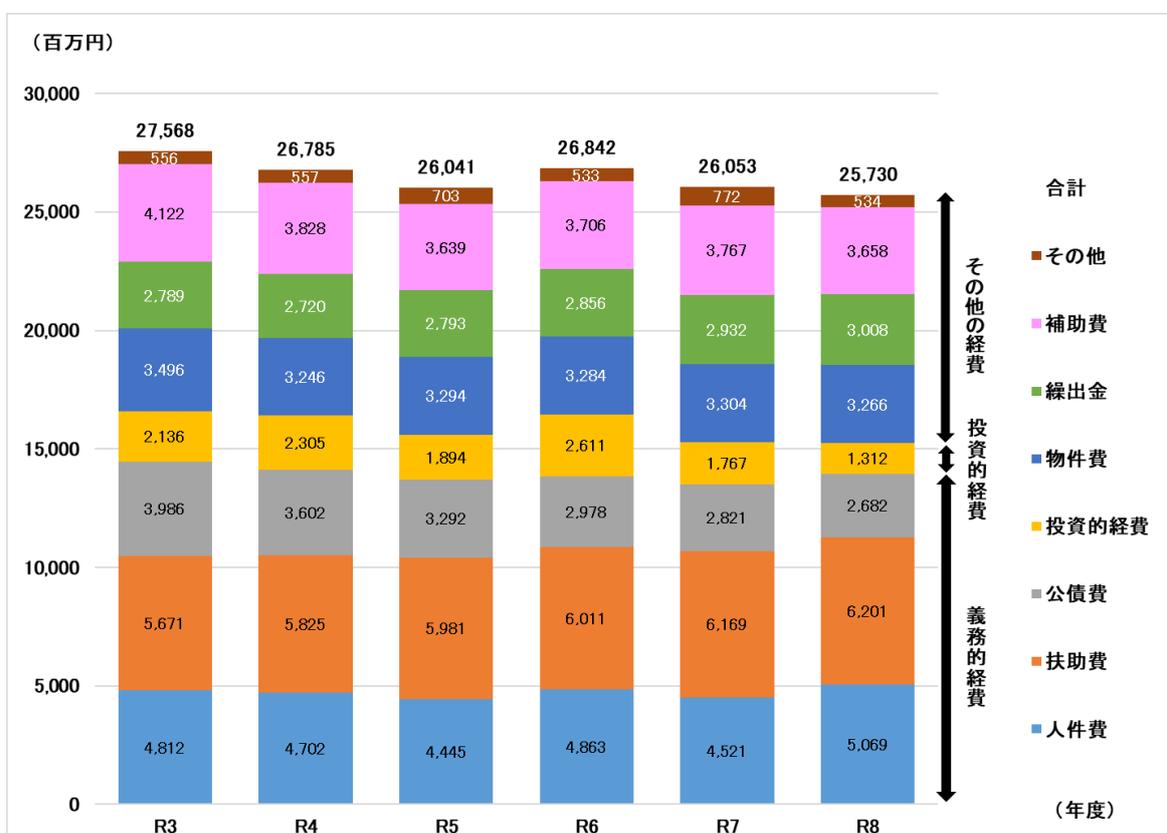
国県支出金については、扶助費などの財源として歳出額に合わせた補助率を見込むとともに、普通建設事業費においても現状の補助メニューが継続されるものとし財源を見込んでいます。

市債は、臨時財政対策債について令和3年度の実績額と国の概算要望の率を基に算定し、令和4年以降一定推移としています。また、普通建設事業については、実施計画および公共施設の整備計画により財源を見込んでいます。

歳出の推移

(単位: 百万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	4,812	4,702	4,445	4,863	4,521	5,069
扶助費	5,671	5,825	5,981	6,011	6,169	6,201
公債費	3,986	3,602	3,292	2,978	2,821	2,682
義務的経費計	14,469	14,129	13,718	13,852	13,511	13,952
投資的経費	2,136	2,305	1,894	2,611	1,767	1,312
物件費	3,496	3,246	3,294	3,284	3,304	3,266
繰出金	2,789	2,720	2,793	2,856	2,932	3,008
補助費	4,122	3,828	3,639	3,706	3,767	3,658
その他	556	557	703	533	772	534
その他の経費計	10,963	10,351	10,429	10,379	10,775	10,466
合計	27,568	26,785	26,041	26,842	26,053	25,730



人件費は、定年延長制度などもあり、第2次定員管理計画に基づく職員数は令和4年度以降大きな削減を見込んでいませんが、定年延長制度により退職手当支出額が年度間の変動幅が大きくなっています。

また、扶助費については高齢化の進展や各種サービスの充実による社会保障関係経費の増加に伴い5年間で約5.3億円の増加を見込んでいます。

公債費については、合併特例債や第三セクター等改革推進債の償還額の減少により大きく減少することから、全体として約1.3億円の減少を見込んでいます。

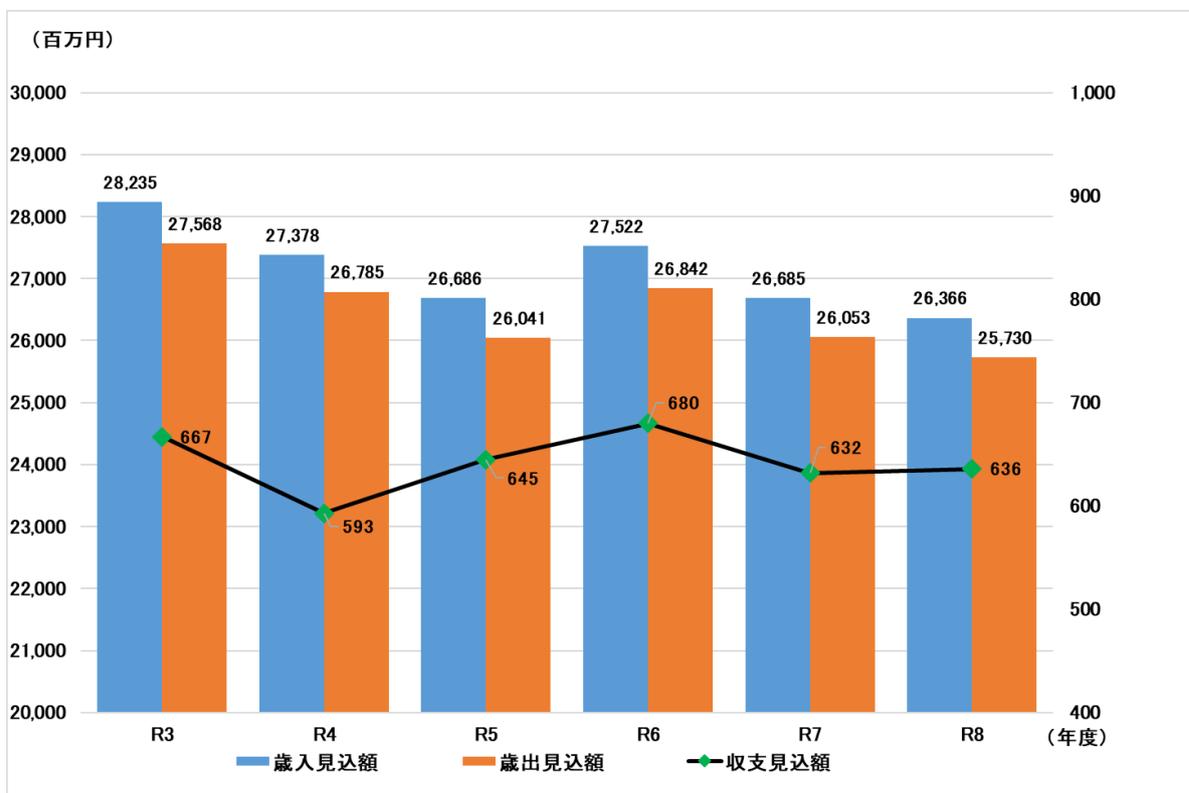
投資的経費については、令和4年度において老朽化による老人福祉施設国城寮の新築建替え事業が予定されており、令和5年度では郷土資料館とあさもよし歴史館を統合し、紀見地区公民館との複合施設の整備、令和6年度では保育園と幼稚園を統合した公設公営の紀見こども園の新築やデジタル防災行政無線の更新事業などの事業が予定され、また、学校施設、道路および橋りょうの長寿命化工事や大規模改修事業なども継続実施する見込みとなっています。

その他経費において、補助費については、病院事業会計における電子カルテの導入に伴う地方債の償還などが増加傾向となることや医療費や介護給付費の増加に伴う特別会計への繰出金の増加が見込まれます。

歳入歳出の収支見込

(単位:百万円)

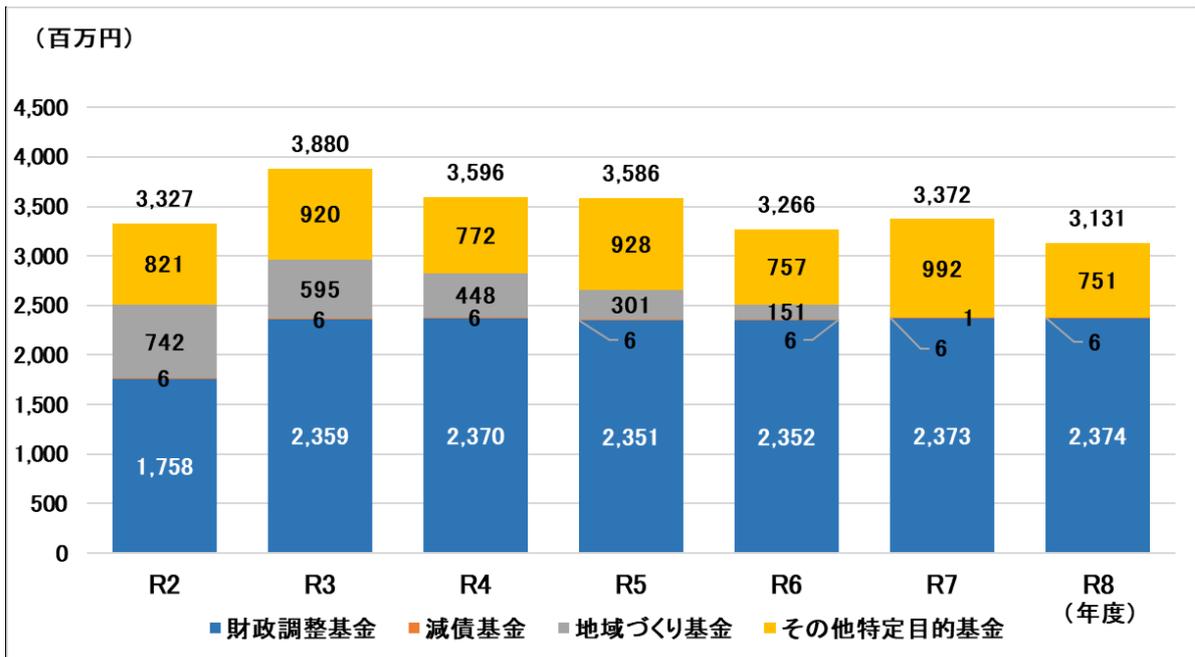
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入見込額	28,235	27,378	26,686	27,522	26,685	26,366
歳出見込額	27,568	26,785	26,041	26,842	26,053	25,730
収支見込額	667	593	645	680	632	636



基金残高の推移

(単位:百万円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
財政調整基金	1,758	2,359	2,370	2,351	2,352	2,373	2,374
減債基金	6	6	6	6	6	6	6
地域づくり基金	742	595	448	301	151	1	0
その他特定目的基金	821	920	772	928	757	992	751
合 計	3,327	3,880	3,596	3,586	3,266	3,372	3,131



※その他特定目的基金のうち工業団地造成事業特別会計計上分 令和2年度より5.4億円を除く

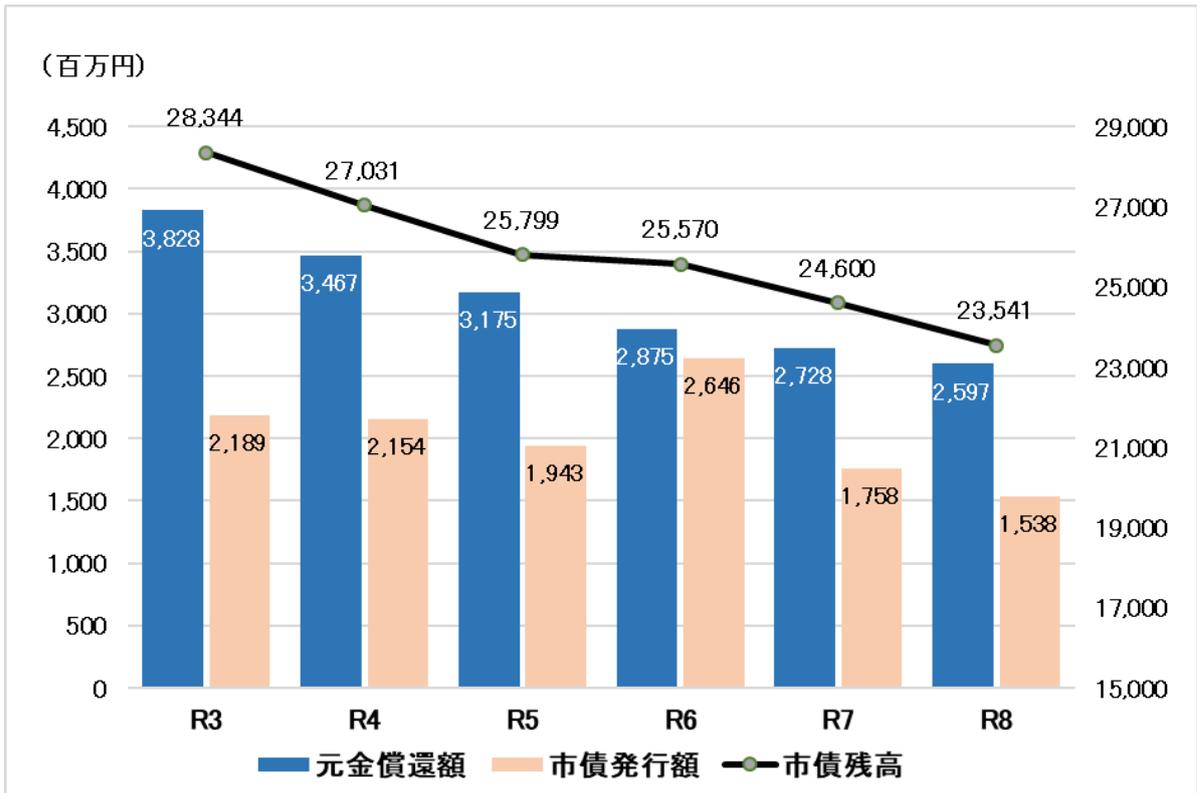
普通建設事業等の財源や年度間の財源調整として基金を繰り入れることとするため、基金全体の推移は、令和3年度以降、地域づくり基金の取り崩しにより徐々に減少すると見込んでおり、その他目的基金を含めた令和8年度末の基金総額は約31.3億円となる見込みです。市町村合併後の地域振興を目的に設置された地域づくり基金は、毎年度約1.5億円を取り崩す見込みで、令和7年度において残高がほぼ無くなる見込みです。

また、令和5年度および令和7年度では、定年延長制度により定年による退職手当の支出を見込んでいないため、翌年度発生する退職手当支給額のうち約半分の額をその他特定目的基金のうち退職基金に積み立てることで平準化を図ります。財政調整基金については、突発的な災害への対応や、年度間の財源の不均衡の調整を行うための基金であり、財源不足となる年度においては、財源確保のための取り崩しが見込まれることから、基金残高については標準財政規模の20%を目標とし、健全な財政運営を図るため計画的かつ限定的な運用を行います。

市債残高の推移

(単位:百万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
元金償還額	3,828	3,467	3,175	2,875	2,728	2,597
市債発行額	2,189	2,154	1,943	2,646	1,758	1,538
市債残高	28,344	27,031	25,799	25,570	24,600	23,541



市の借金でもある市債（地方債）の残高は、令和3年度以降減少し続け、令和8年度末では約235.4億円まで減少する見込みとなっています。

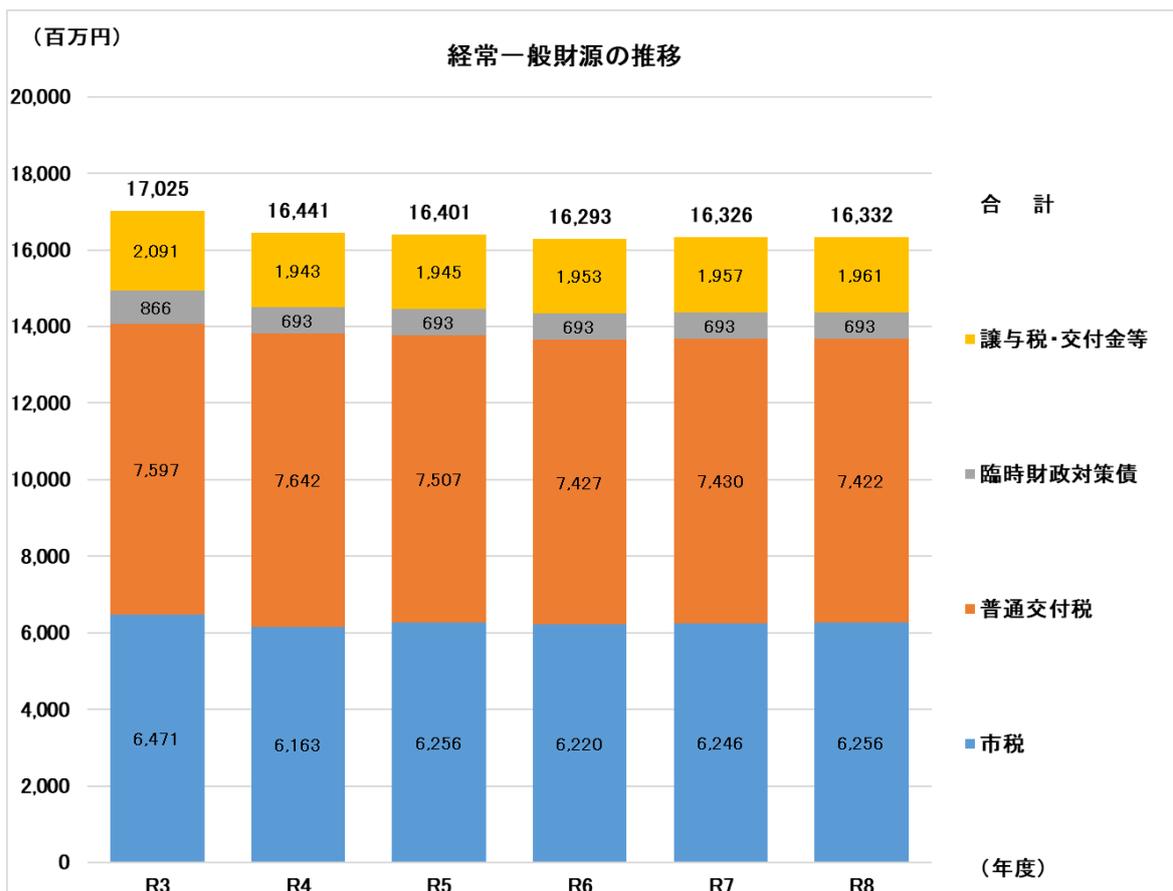
また、元金の償還額についても令和3年度以降毎年度減少する見込みであり、令和3年度から令和8年度にかけて約12.3億円減少となる見込みとなっています。

これは、財政健全化計画において、投資的経費の執行を抑制した効果ですが、反面、抑制を進めてきたことで、今後、公共施設の老朽化や生活インフラ整備の需要は必須となることから、計画的な整備に努め、市債の借入額を平準化する必要があります。

経常収支比率の推移

(単位:百万円)

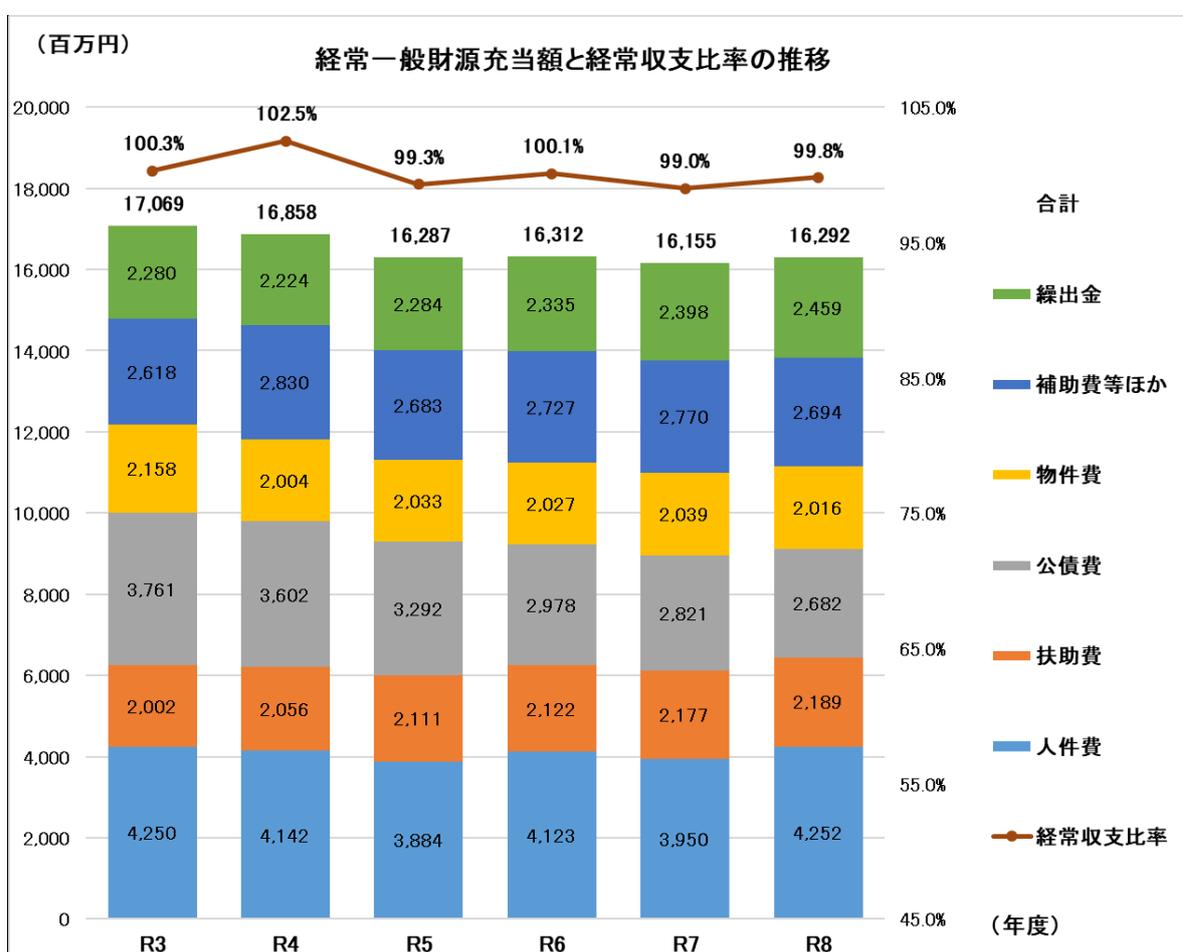
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市税	6,471	6,163	6,256	6,220	6,246	6,256
普通交付税	7,597	7,642	7,507	7,427	7,430	7,422
臨時財政対策債	866	693	693	693	693	693
譲与税・交付金等	2,091	1,943	1,945	1,953	1,957	1,961
合計	17,025	16,441	16,401	16,293	16,326	16,332



経常一般財源については、市税や普通交付税の増減により大きく変動することになります。急激な税収の増加要因がない中では普通交付税によるところが最も大きくなり、経常収支比率の良化のためには、今後も引き続き企業誘致や移住定住施策を積極的に進めるとともに、収納率の向上に努めることで、市税収入の確保に努める必要があります。

(単位:百万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人件費	4,250	4,142	3,884	4,123	3,950	4,252
扶助費	2,002	2,056	2,111	2,122	2,177	2,189
公債費	3,761	3,602	3,292	2,978	2,821	2,682
物件費	2,158	2,004	2,033	2,027	2,039	2,016
補助費等ほか	2,618	2,830	2,683	2,727	2,770	2,694
繰出金	2,280	2,224	2,284	2,335	2,398	2,459
合計	17,069	16,858	16,287	16,312	16,155	16,292
経常収支比率	100.3%	102.5%	99.3%	100.1%	99.0%	99.8%



経常経費充当一般財源については、公債費の減少に伴い令和3年度以降徐々に減少する見込みですが、定年延長制度により退職金支出の有無で、令和6年度以降で増加と減少を繰り返す見込みとなっており、令和8年度決算では99.8%となる見込みです。

年度別財政収支計画

単位：百万円

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳入	地 方 税	6,856	6,551	6,645	6,598	6,629	6,644
	分 担 金 及 び 負 担 金	101	94	94	97	97	91
	使用料および手数料	430	434	437	439	439	439
	繰 入 金	529	1,017	880	1,042	874	963
	繰 越 金	567	357	313	345	360	332
	財 産 収 入 等	901	832	817	814	807	795
	自 主 財 源 計	9,384	9,285	9,186	9,335	9,206	9,264
	地方譲与税・各種交付金等	1,859	1,710	1,714	1,722	1,725	1,729
	地 方 交 付 税	8,478	8,523	8,388	8,307	8,312	8,303
	普 通 交 付 税	7,597	7,642	7,507	7,427	7,431	7,422
	特 別 交 付 税	881	881	881	881	881	881
	国 庫 支 出 金	4,219	3,563	3,371	3,431	3,508	3,387
	都 道 府 県 支 出 金	2,106	2,143	2,084	2,081	2,176	2,146
	地 方 債	2,189	2,154	1,943	2,646	1,758	1,537
	臨時財政対策債	866	693	693	693	693	693
	その他の地方債	1,323	1,461	1,250	1,953	1,065	844
	依 存 財 源 計	18,851	18,093	17,500	18,187	17,479	17,102
	歳 入 合 計 (A)	28,235	27,378	26,686	27,522	26,685	26,366
	歳出	人 件 費	4,812	4,702	4,445	4,863	4,521
扶 助 費		5,671	5,825	5,981	6,011	6,169	6,201
公 債 費		3,986	3,602	3,292	2,978	2,821	2,682
義 務 的 経 費 計		14,469	14,129	13,718	13,852	13,511	13,952
投 資 的 経 費		2,136	2,305	1,894	2,611	1,767	1,312
物 件 費		3,496	3,246	3,294	3,284	3,304	3,266
補 助 費		4,122	3,828	3,639	3,706	3,767	3,658
積 立 金		381	322	488	321	559	321
繰 出 金		2,789	2,720	2,793	2,856	2,932	3,008
維 持 補 修 費		175	235	215	212	213	213
そ の 他 の 経 費		10,963	10,351	10,429	10,379	10,775	10,466
歳 出 合 計 (B)		27,568	26,785	26,041	26,842	26,053	25,730
歳入-歳出 (A)-(B)	667	593	645	680	632	636	

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

基金 残高	財 政 調 整 基 金	2,359	2,370	2,351	2,352	2,373	2,374
	そ の 他 基 金	1,521	1,226	1,235	914	999	757
	計	3,880	3,596	3,586	3,266	3,372	3,131

地 方 債 現 在 高	28,344	27,031	25,799	25,570	24,600	23,541
--------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

財政 指標	経 常 収 支 比 率	100.3%	102.5%	99.3%	100.1%	99.0%	99.8%
	実 質 公 債 費 比 率	14.6	12.8	11.4	9.9	9.4	9.1
	将 来 負 担 比 率	71.4	58.8	47.5	39.7	31.9	23.1

5. 持続可能な財政構造を目指して

(1) 持続可能な財政運営の実現に向けた取組

公共施設の老朽化への対応や伸び続ける社会保障費の財源確保など財政構造の硬直化や、新型コロナウイルス感染症による税収への影響など様々な不確定要素により、今後も財政状況が厳しくなることが予想される中で、将来に渡って持続可能な財政運営を行うため、より一層の自主財源確保の取組を進めるとともに、既存事業の見直しと選択、市債残高の管理の徹底など、次の事項の取組を推進します。

① 市税収納率の向上

本市の市税収納率は、現年度分において滞納に持ち越さないよう徴収を強化しており年々上昇傾向にあることから、今後も現年度分を中心に収納率の向上に努めます。

② 市公共施設等の使用料の見直し

「使用料・手数料等に関する基本方針」に基づき、施設を利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように、令和3年度にスポーツ施設での市外料金の導入、減免基準の見直しを行いました。毎年の利用者負担割合の現状調査を行いつつ、令和8年度に見直しを予定しています。また、インターネットでの施設予約の実施やキャッシュレス決済の導入など、利用者の利便性向上にも努めます。

③ 市債発行の平準化

令和10年度までに実施する予定の事業について、実施計画及び公共施設等整備計画での実施年度を毎年見直すことで、投資的経費を平準化するとともに市債発行を平準化します。

④ 人件費の抑制

令和5年度以降、定年の年齢を段階的に引き上げる定年延長が予定されるなど、定員体制は大きな変化を迎える状況にあるため、令和8年度までの定員を定めた第2次定員管理計画に基づき、職員数の適正管理に努めます。さらに、RPAの活用や電子申請の導入など行政運営のデジタル化を推進し、事務の削減や効率化を行うことで、時間外手当の抑制に努めます。

また、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度での昇給による報酬の増加や、再雇用職員の増加も考慮し、業務体制ヒアリングなどに基づく適正配置により、報酬の抑制に努めます。

⑤ 物件費等の抑制

既存事業の見直し・縮小や社会情勢・市民ニーズに応じた組織・機構の見直し・統合や部署間の横連携により、消耗品費や委託料、備品購入費等の縮減に努めます。

(2) まとめ

本計画は、第2次橋本市長期総合計画に基づく実施事業の検討や、毎年度の予算編成等を行う過程において、橋本市が持続可能な財政運営を行っていくための指針となるものであり、財政の基本である、「入るを量りて出ざるを為す」のとおり、まずは確保できる財源に応じ、収支の均衡を図る必要があります。

そのうえで、歳入面では、市税収納率の向上や公共施設等利用の利便性向上による利用者数の増加などにより、市が自由に使える一般財源を確保するとともに、歳出面では、実施計画および公共施設等整備計画による市債発行額の平準化や定員管理計画に基づく人件費の抑制、一層厳しい事務事業の取捨選択や部署間の横連携などにより物件費を一定水準に抑えるように努め、財政構造の弾力化を実現しなければなりません。

こうした基本原則を踏まえた財政運営を行うことは、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会環境の様々な変化により国や地方自治体の姿も変わりゆく中、まちの将来像である『人輝き あたたかさ湧きでる みんなで創造する元気なまち 橋本』の実現に、持続的に取り組むための基本となります。

また、将来を見据え、長期的な視点に立った財政運営の確立には、地域や市民と行政が市の財政状況を理解し、地域や市民との役割分担や協働、市民主体の地域づくりと行政による支援のあり方について共に考えることが求められることから、市民の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

6. 中期財政計画の情報公開

中期財政計画は、広報紙やホームページで公表します。

また、計画の着実な実行を図るため、計画期間中は、毎年の計画数値と実績値（財政状況調査結果に基づいた数値）を比較検証することとします。

7. 財政用語の説明

(1) 予算決算関係

区 分	説 明
普通会計	<p>地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計、公営企業会計によって構成されていますが、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっています。そのままでは財政比較や統一的な把握が困難なため、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合わせて、地方財政統計上、統一的な基準で比較できるよう用いられる会計区分です。</p> <p>橋本市では、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、墓園事業会計、土地区画整理事業特別会計の合計額をいいます。</p>
自主財源	<p>市が自主的に収入できる財源です（市税、分担金および負担金、使用料および手数料など）。</p> <p>自主財源の多寡は、行政運営の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となるので、できる限り自主財源の確保に努めることが重要です。</p>
依存財源	<p>国や県の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、市独自で収入額を決められない財源です（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）。</p>
一般財源	<p>使い道を特定する必要がなく、どのような経費にも使用することができる財源です（市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など）。</p>
特定財源	<p>使い道が特定されている財源です（分担金および負担金、国庫支出金、県支出金、市債など）。</p>
基金	<p>条例に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。</p> <p>このうち、財政調整基金および減債基金を除いた基金を「特定目的基金」「定額運用基金」として区分します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するためなどの基金です。 ・ 減債基金…市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。
臨時財政対策債	<p>国の財源不足を理由に地方交付税が減額となった際に、市が不足する一般財源に対処するために発行する市債。このため元利償還金は後年度の地方交付税で 100%措置される仕組みとなっています。</p>

(2) 歳出性質別

歳出を、経済的性質を基準として分類したものです。分類の結果から、財政の健全性・弾力性を測定することができます。

区 分	説 明
人件費	職員の給与、議員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。
物件費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当します。
維持補修費	市が管理している公共施設や道路などを維持するための経費です。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（生活保護費、児童手当など）や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助および交付金（一般的な補助金）などが該当します。
普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金（地方債）を返済するための経費です。
積立金	財政運営を計画的にするため、又は財源に余裕のある場合において特定の支出目的のために年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。
投資及び出資金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や開発公社などへの出資も該当します。
貸付金	経済政策、社会政策、その他各種行政政策上の目的で、地方公共団体や民間などに対して必要な資金の貸し付けのための経費です。
繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。

(3) 財政指標

区 分	説 明
標準財政規模	標準的な地方公共団体が通常見込まれる収入の一般財源の規模です。通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となります。
経常収支比率	経常的に支出する経費（人件費や公共施設の維持管理経費など）に、一般財源（市税や国からの譲与税など）がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることとなり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表します。市で 80% を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。
財政力指数	標準的な財政運営に必要となる一般財源のうち、自主財源（自ら調達できる財源）がどのくらい確保できるかという割合を表します。財政力指数が 1 に近い、あるいは 1 を超えるほど財源に余裕があることとなります。1 を超えると普通交付税は交付されません。
健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の 4 指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するほか、他団体と比較することにより財政状況を客観的に表すものです。
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示す指標となっています。

区 分	説 明
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。市債返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。</p> <p>この数値が18%以上になると、市債の発行に国や県の許可が必要となり、25%以上になると、一般単独事業の起債が制限されるほか、早期健全化の判断基準となっています。さらに、35%以上になると、公共事業等債の起債が制限されるほか、財政再生の判断基準となっています。</p>
将来負担比率	<p>地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の市債や将来支払う可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営事業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示す指標となっています。</p>

橋本市中期財政計画

(令和3年12月策定)

橋本市 総務部 財政課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家1丁目1番1号

TEL (0736) 33-1111 FAX (0736) 33-1665

URL <https://www.city.hashimoto.ig.jp/>